

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要

個人番号制度の導入趣旨

個人番号（マイナンバー）は、国の行政機関や地方公共団体などの複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行い、行政の効率化、住民の利便性向上、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

制度の仕組み

個人番号は、住民票を有する全ての方に1人1番号で重複のないように付番されます。市民の皆様へは、平成27年10月より、順次12桁の個人番号が通知され、平成28年1月より、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用が開始されます。

個人番号制度における情報連携

個人番号が付番されることにより、複数の機関間にある同一人の情報が紐づけられ、相互に活用することが可能となります。この情報連携は、国が用意する情報提供ネットワークを利用して行うこととなります。これにより、申請等の手続きの際に添付、提出していた書類の一部が省略されることとなります。

情報提供等記録開示システム

法施行後1年を目途として、自己の特定個人情報や情報連携の記録を確認することができる、情報提供等記録開示システムが設置されます。

個人番号カード

平成28年1月より、申請に基づき個人番号カードの交付が開始されます。個人番号カードは、本人確認の措置において利用できる、情報提供等開示記録へのログイン等、公的個人認証に利用することとなります。